

平成27年度

教育委員会定例会
(6月)



平成27年6月5日(金)

鹿屋市教育委員会

会 議 日 程

日 時 平成27年6月5日（金） 午後3時

場 所 教育長室

- 1 開会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長及び委員の報告
- 4 議事
 - (1) 議案第10号 鹿屋市障害児就学指導委員会委員の委嘱等について (P 2)
 - (2) 議案第11号 鹿屋市指定文化財の指定について (P 4)
- 5 報告
- 6 動議の討論等
- 7 その他
- 8 閉会

議案第10号

鹿屋市障害児就学指導委員会委員の委嘱等について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

平成27年6月5日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

平成27年6月5日付けで鹿屋市障害児就学指導委員会条例第3条第2項の規定に基づく委員を教育長の臨時代理によって委嘱又は任命したので、報告し承認を求める。

【本議案は非公開】

議案第11号

鹿屋市指定文化財の指定について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

平成27年6月5日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、鹿屋市指定文化財に指定したいので、本案を提出するものである。

鹿屋市指定文化財の指定について（案）

1 海軍航空隊笠野原基地跡の川東掩体壕

- (1) 種別 史跡
- (2) 所在地 鹿屋市川東町8206－1
- (3) 文化財保護審議会の答申

この掩体壕は、戦後からほぼ完全な形で残っており、笠野原基地の歴史や悲惨な戦争を語り継ぎ、平和の尊さを伝える貴重な資料であり、市の文化財として指定することが適切である。

2 海軍航空隊串良基地跡の地下壕電信司令室

- (1) 種別 史跡
- (2) 所在地 鹿屋市串良町4963－7
- (3) 文化財保護審議会の答申

特攻隊員と最後の通信をした地下壕で、悲惨な特攻の歴史を語り継ぎ、平和の尊さを伝える貴重な資料であり、市の文化財として指定することが適切である。